

# 大久保政権の成立とその性格

辻 岡 正 己

## 目 次

はじめに

本 論

1. 大久保政権の成立
2. 大久保政権の性格

おわりに

## はじめに

米欧回覧は大久保に一大衝撃を与えた。大久保の部下であった安場保和によれば、回覧帰国後「公の人品が変化<sup>11</sup>」したという。政権確立を目指す政治家から、富強達成手段としての殖産興業を志向する政策家への変貌であった。大久保は大蔵大輔井上馨の強い反対を押し切って岩倉使節団一行に加わったが、かれにとって米欧回覧は廃藩置県後の近代国家構築の課題に直面したとき、強大な権力をもつ革新的開明派官僚で占める大蔵省にあって、財政経済問題に十分な見識も経験もない大蔵卿大久保の立場として、いわば必然であった。大久保がはじめて外国の地を踏み、その制度・文物を目のあたりにしたことの意味は大きかった。かれが米欧回覧で得た最大の成果は、米欧資本主義列強の富強の根底となっている「鉄と石炭の文明」による産業隆盛にたいして開眼させられたことであった。米欧回覧によって大久保の富強化構想は具体化・明確化した。

大久保は米欧回覧過程で列強と日本との経済段階の質的格差から生ずる生産諸力の絶大な懸隔を実見して驚嘆し、大きな衝撃を受け、悲観・絶望

のあまり、一時官僚政治家として自信を喪失した。しかし、列強の産業隆盛と富強が政府の産業貿易政策の推進によって、19世紀に入ってわずか40年の期間に達成された旨を聞かされたとき、大久保は一転して先進的の制度・文物の摂取に意欲的となり、積極的に熱心な調査研究を開始したのである。大久保は富強達成手段として、富国は大工業国・大貿易国のイギリスに、強兵はドイツ軍国主義に、それぞれのモデルとして深い感銘をうけた。かれは後発の日本のブルジョア国家を視野におきながら、天皇制的近代国家構築を意図して、究極的には日本の近代国家体制の理想像を小国から大国への道を歩んだプロシアの姿に求めた。

大久保は米欧回覧帰国後、みづからは大蔵卿の地位にありながら、諸般の理由によって政界から回避していた。しかるに、いわゆる「征韓」論争の最終段階にいたって、大久保はかれの富強化構想実現のために「留守政府」から内政・外交の主導権を奪還する目的で、「竹馬の友」・「盟友」西郷と最も激しく対決した。大久保は日本の近代国家体制として、天皇中心の専制的立憲君主政体を構想した。かれにとっての国家目標は万国対峙の前提である富国強兵であり、その達成手段は一定の政治体制下からの政府主導による殖産興業政策推進であった。本論稿は独裁政権と呼ばれる大久保政権の成立とその性格に関して考察したものである。

## 本 論

### 1. 大久保政権の成立

西郷の朝鮮使節派遣問題に関する「征韓」論争は、米欧回覧派と「征韓」派との外交問題を名分とした政府部内における内政・外交の主導権をめぐるの権力闘争であった。最終的には、大久保らの目的のためには手段を選ばぬ「只一ノ秘策」の陰謀逆転劇によって西郷・板垣・江藤・後藤・副島らの「征韓」派参議が下野するという形で結着がつけられ、明治6（1873）年10月23日の政変は大久保を筆頭とする中央集権官僚制の全面的勝利に終わった。同23日西郷が辞表を提出すると、岩倉はその影響の大なるを憂慮

して、即日大久保に書面<sup>(2)</sup>をもってその意見を質した。これに対し、大久保は同日岩倉に書面<sup>(3)</sup>をもって西郷の辞職は速やかに許容せらるべし、ただし参議兼近衛都督を免じ、陸軍大将の官職のみは従前のごとく保たしむべき旨を答えた。岩倉は西郷帰郷の報に接し大いに焦慮したが、大久保の「陸軍大将は従前之通」という答書にやや安堵した。

10月24日、天皇の国政整備・民力養成を優先する旨の、次のごとき勅書が岩倉に下された。

朕継統ノ始ヨリ、先帝ノ遺旨ヲ体シ誓テ保国安民ノ責ヲ尽サントス頼ニ衆庶同心戮力漸ク全国一致ノ治体ニ至ル於是国政ヲ整ヘ民力ヲ養ヒ勉メテ成功ヲ永遠ニ期スヘシ今汝具視ノ奏状之ヲ嘉納ス汝宜ク朕カ意ヲ奉承セヨ。<sup>(4)</sup>

この朝鮮への西郷使節派遣中止一内治優先決定の勅旨は岩倉から各参議へ伝宣され、木戸・大久保へは「辞表之趣不被及御沙汰候条、政務多端之際速に出仕可致事」と、去る17日提出の辞表却下と出仕を促す通告がなされた。板垣・江藤・後藤・副島らは、この事情を聞くにおよんで同24日相次ぎ辞表を提出した。

大久保は軍人鎮撫と人心の安定を第一とする旨から、速やかに閣員の人選と任命をおこなう必要があると痛感し、24日朝大隈・伊藤と内談・合意のうえ、同夜岩倉へ書簡をもって次のごとく具申・督促した。

今朝承知仕候諸省云々之事大隈伊藤両子へ内談仕候処各同意にて諸省折合之為にも大ニ可然と之事ニ御座候就てハ過日も申上候通先以大蔵外務海軍司法工部五省之処丈を速に御運有之候様希望仕候昨今之処にて格別ニ付説も有御座ましく候得共両日もいたし候ハ、種々之妄説を起シ人心を惑乱いたし候事ハ差見得候付速に第一着手之実事を御見せ相成候ハ、大に安堵いたし可申と愚考仕候。<sup>(6)</sup>

大久保も軍人の鎮撫に大いに苦慮した。23日西郷の辞表提出とともに陸軍少将桐野利秋・同篠原国幹ら西郷直系の多数の士官も辞表を提出した。25日、西郷の辞表が聴許され、参議・近衛都督の免除、ただし陸軍大将は

従前通りというご沙汰が伝達されると、近衛兵の動揺は頂点に達し、形情は極めて不穏となった。同25日天皇は篠原ら近衛将校13人を小御所に召し親諭したが、実効はえられなかった。篠原は病いと称して参内しなかった。

元来、近衛兵に属する将校下士は鹿児島・山口・高知3県の出身者が多数を占めており、そのうち鹿児島県人は概ね西郷の「征韓」派であったため、特に動揺が大きかった。西郷・桐野の帰県以来鹿児島の兵隊士官には2派が生じ、一は官を辞して帰県せんとし、二は朝命を奉じて忠勤を励まんとするもので、議論紛然たるものがあつた。大久保は憂慮して黒田清隆・西郷従道・吉井友実・野津鎮雄らをして近衛兵動揺の鎮静化に尽力せしめたにもかかわらず、説得は容易に効を奏さず、不穏な形情はいかんともなしえなかった。この近衛兵の動揺は高知県出身の兵士に伝播し、板垣がしばしば説諭して鎮撫に努めたが、容易に従順するものもなかった。付和雷同による鎮台等への拡大を憂慮した政府は朝旨を報じて、29日再び篠原以下140余人の将士を召し親諭したが、篠原始め多数の士官が病いと称して参内しなかった。天皇はやむなく、翌30日佐官・尉官を親諭し、同時に近衛将校が提出していた辞表はすべてこれを受理し、官を免じた。西郷派の士官の辞職して鹿児島へ帰県したもの100余人、高知県の辞職した近衛士官は40余人におよんだ。

これよりさき24日、参議と諸省卿を区別するは却て紛議を生ずる基となるので、参議をして卿を兼任せしむべしという大久保の発議が決定し、参議・諸省卿の兼任の原則がうちだされて、政治方針と行政との一致統一が図られた。すなわち参議兼諸省卿の原則は国家の大方向を定める政治的判断と国政の実務の指揮統率とを統一し、従来の参議のごとき実務からはなれた観念的・抽象的な大局論の横行を根絶し、官僚制支配機構を確立することにあつた。同日大久保らの辞表却下について、新たに伊藤・寺島宗則・勝海舟が参議に任ぜられ、翌25日西郷らの辞職聴許と同時に新閣員の任命がおこなわれた。大久保の25日付日記によれば、「今日参議兼大蔵卿大隈同兼外務卿寺島同兼工部卿伊藤同兼海軍卿勝拜命相成候由<sup>(8)</sup>」とあり、そ

の後岩倉の決で参議兼司法卿に大木（喬任）が選任され、ここに5省卿が参議を兼任して大久保の構想どおりの新閣員が構成された。この人選決定は大久保が24日大隈・伊藤と協議しておこなったものである。

以上のごとく政変後速やかに西郷らの罷免、新閣員の任命がおこなわれたのは、大久保の建言をとり入れた摂行太政大臣岩倉の果断によるものであった。この間の消息については、26日付岩倉から木戸宛書簡<sup>9)</sup>によってうかがい知ることができる。

政変後の政局を担当する中心人物は、いうまでもなく西郷と最も激しく対決した大久保でなければならなかった。大久保こそは、「征韓」論争における主役であり、政局担当の大黒柱であった。それゆえに内政の中枢機関たる内務省の卿となることが内定しており、今回の閣員構成メンバーから外されていたのである。

大久保にとって緊急課題は富強一殖産興業を視野に入れた近代的国家建設へ向けて、強固な新体制を確立することであった。政変後の政治危機を乗り越えるために早急に図られたのが参議・諸省卿の兼任の原則、すなわち政治方針と行政の一致統一であり、結束と補強を目的とする新閣員の任命であった。大久保が組織する新政府部内で、旧来の派閥を超えた新しい人的結合関係が形成された。いうまでもなく大久保・大隈・伊藤3者の強固な結託であった。この3者の結託は内務・大蔵・工部3省の結合であり、富強を国家目標として殖産興業政策の推進を目指す大久保政権にとって決定的な意味をもった。すなわちこの3者の結合は岩倉一大久保派の新たな再編・強化であり、大久保政権成立の前提となったのである。政変後の最大の政治危機は大久保・大隈・伊藤の一致結束によってみごとに乗り切られた。この危機を乗り越えることによって政権の新しい体制が創造された。以後政府の政策は大久保を中心とした3者結合を軸に展開されていくこととなる。元来大隈・伊藤は木戸派に属して、大久保とはむしろ対立関係にあった。この3者が対立関係を解消して接近・結合関係にいたった経緯については、当面本題でないので論及しない。

25日、大久保は急務とする征韓派下野後の政府再建措置として、閣内の一致協力体制確立について大隈・伊藤と協議するため、伊藤に書簡をもってつぎのごとく連絡した。

御内談申上度義有之付、今晚六字頃より大隈子方へ御出懸被下候様奉願候、幸同人も相見得候付相約置候、此際に乘し、うろつきたる事に相成候ては、実に天下に面皮も無之候付、十分廟堂上之目的確定、其実跡を挙げ、政府の基礎相据候迄は一步も不譲決心不相付候ては相済不申候付、厚く固め置申度……<sup>(10)</sup>。

同夜、大隈邸での3者会談において協議された事項は、25日付大久保日記によれば「至尊御輔導云々之事、大臣殿其躰ヲ得ラレ候事、同僚同心協力云々ノ事、三ヶ条相談イタシ同意ナリ<sup>(11)</sup>」とあり、この3カ条の議に大隈・伊藤共に賛成同意し、大久保を中心とする今後の政局担当で協力することを誓い合ったのである。翌26日、大久保は岩倉を訪い、大隈・伊藤と協議・確認した3綱について報告し、賛成をえた。26日付大久保日記によれば、つぎのごとしである。

今朝藤井子吉井子入来、九字ヨリ岩公へ参上、大隈子伊藤子出会昨夜大隈子宅ニテ示談ノ形行ヲ申上候、至て御同意ナリ、五代子へ訪候。<sup>(12)</sup>

これによって大久保はますます政権担当への決意を固め、強い意欲に奮起するところがあった。

3者会談で協議・確認した至尊輔導、優秀な人材を内閣に集めると同時に大臣其躰を得られること、同僚の同心協力の3綱は、確固たる政府の新体制づくりの根本理念であった。この目的を達成するためには先づ人材を遇するにその道をもってし、広く英雄の心を収攬せざるべからずとして、27日大久保は岩倉宛書簡をもって閣員優遇について、つぎのごとく勧告した。

尊楮拝読仕候、然者被示聞趣逐一拝承仕候、木戸も異存無之、勝も明日より出仕可仕と之事ニ候由、誠ニ安心仕候、将又今朝、鳥渡申上候、参議一同御前へ被為召、感発憤励仕候様御懇命有之、陪食ニても被仰

付候て御宜鋪ハ有御座ましくや、此一機会にて英雄之心を御取攬被為遊候事、実ニ御肝要と愚考仕候、御宅へも被召候御口気も有之、右御陪食終て次に御催有之候ハ、順序も相立、大に徹底可仕候間、存付候申上候、御沙汰振ハ厚御熟考可被為仕候、右御請旁艸々如此御座候。<sup>13)</sup>

大久保が意図する新しい官僚支配体制による中央集権的近代国家樹立のためにも、優秀な人材を確保することが必要不可欠であった。大久保は派閥より組織・機構を重視した。かれは人材選抜基準のうえでも公平を旨とし、<sup>14)</sup> 広く人材を登用した。大久保に対する大隈談によれば、「殊に彼の偉大であった一つは、彼が斯の藩閥的關係を以て、身を立てたるにも拘らず、殆んど藩閥の偏見に超脱してゐた点である。如何にも同藩の者を多く採用したことはあるが、之れとて、其間に偏見のあった訳では毫もない」<sup>15)</sup>とあり、大久保がすでに藩閥の偏見を超脱して、天皇制中央官僚を認識していたことが知れるのである。

10月23日の政変直後の25・26両日にかけて参議兼諸省卿の新閣員が任命されたものの、「維新の3傑」であり、とうぜん政府の中樞に位置すべき肝心の木戸・大久保両参議はいまだ卿の兼任がなかった。伊藤はこれを大いに憂えて木戸・大久保の入閣に尽力した。当時陸軍部内より山県陸軍卿の排斥運動が起こっていた。山県は陸軍大輔時代に同山口出身の陸軍省御用商人山城屋和助の公金費消事件に関係ありとして薩摩系士官に攻撃されて窮地に陥ったが、かれと親しい西郷の庇護で辛うじて政治生命を保持したという前歴があった。山県の排斥運動にたいして木戸はあまり同情を示さなかった。その間の事情については木戸からの11月3日付伊藤宛書簡によって推測することができる。山県が現職にあるは陸軍の統制を図るゆえんではないという木戸の意見によって、伊藤はその旨大久保に相談した。大久保は山県を動かすは不可とし、むしろ同人を参議兼陸軍卿たらしむる方が得策なりと説き、その意を岩倉に通ずるよう依頼した。大久保もみづから同3日付岩倉宛書簡<sup>17)</sup>をもって、内務省設置の事、参議兼諸省卿の原則からして山県1人を陸軍卿に任じて参議を兼任せしめないのは不都合ゆ

え、参議兼陸軍卿たらしむる事、加えて久光公の事につき具申した。結局、山県参議の件は木戸の異議と軍人社会の事情によって不調に終わった。

伊藤は西郷なきあとの軍部の動搖鎮制化は政府の基礎を強固ならしむるほかなしとして、11月8日木戸を訪うて、西郷後任として近衛都督就任を勧請した。しかるに木戸は、元来文官・武官の兼任には反対であり、また病身で重職を負うは自他ともに益するところなし、むしろ大久保をして統御の衝に当たらしむるが得策と説き、伊藤の強い要請を固辞した。

内治改革を図る専管機関として、去る11月3日大久保が岩倉に建白していた内務省設置の議が承認され、同10日国家安寧・人民保護の事務を管理する内政の中枢機関として内務省が創設された。ここに岩倉は、大久保を初代内務卿に、木戸を大蔵卿に、大隈を文部卿に、それぞれ参議をもって兼任せしめんと意図し、13日付書簡をもって、まず大久保につきのごとく内諾を求めた。

今日木戸え行向候事も全く進退上之事にて、伊藤にも心配の内話に付一応行向決着之心得に候、内務貴卿大蔵木戸文部大隈之事に内談可致見込みに候、尤十七日午後一時より本省之御出仕之事に候へハ、夫迄内務の人体被定度亦大蔵文部是而已にも無之人心為安堵にも早々被定度存候、云々は木戸出仕後之事と存候<sup>(18)</sup>

14日、岩倉は木戸を訪うて大蔵卿就任を勧誘した。木戸は熟考の末、最終的に、病弱と自説の廟堂に用いられる望みのないことを理由に、岩倉の強い要請を固辞した。（木戸は「御優待」の後、1874（明治7）年1月25日文部卿に就任したが、同年4月征台の役が起こると、この出兵を非難して5月13日に辞職し、山口へ帰県した。）

他方、岩倉は25日付書簡をもって、大久保につきのごとく連絡した。

明朝九時来臨之處貴卿丈は九時半御出可被下、右は内務省人体評決之訳に候、

警保寮申立の事大木より御聞と存候、

小生不行届ならば判然何々様被仰付候ても少しも異存無之候、

尚万事明日御談可申存候、早々以上。<sup>(19)</sup>

この岩倉の連絡に対して、大久保は木戸が岩倉の要請を拒絶した旨を聞き、みづからも同25日付岩倉宛書簡をもって、つぎのごとく辞退し、代わりに東京府知事大久保一翁（忠寛、元幕臣）を推薦する旨返答した。

明朝九字半参上仕候様承知仕候、警保寮云々之儀、大木より委曲承知仕候、猶談合仕、同人明朝少し早日参上、御談申上筋咄合仕置候間、御聞取之上、御決定有之度、尤何れにも御貫徹相成候処、肝要ニ奉存候、

内務省御人撰之儀は、即今之形勢にては愈以御大事と奉存、且云々之事情も有之、旁別人之方可然と奉存候、只小生謙遜而已ヲ以申上ルニアラス、一翁ハ老練殊ニ人望之帰スル所も有之、当時悪評と申ハ、府下之ミノ事と愚考候間、篤と御熟考且衆評も御容サセ可被下候、右拝答迄如此御座<sup>(20)</sup>候

内務省の所管は地方行政から農・工・商等を包含し、その管轄は極めて広大であった。それだけに、その責任は最も重大であり、内務卿の人選は実に重要問題であった。三条・岩倉は大久保を最適任者として熱心に就任勧告をおこなった。大久保は11月29日にいたり、ついに内務卿兼任を受諾した。同日の大久保日記は、「今朝九字参朝 主上臨御、兼内務卿御直ニ拜命ス……四字赤坂皇居へ内務卿拜命ノ御礼トシテ参上<sup>(21)</sup>」と記している。

大久保が内務卿に就任したことは、大蔵省・工部省・司法省等の内政諸機関を傘下におく強力な中央集権的内政推進の中核的行政機関の長としての地位を得たことであり、その責任の重大性と同時に強大な権根を手中にしたことを意味した。まさに大久保政権の誕生であった。ここに大久保政権が成立し、大久保政権時代（明治6年11月29日－11年5月14日）が始動したのである。大久保の政権担当への並々ならぬ決意は、翌1874（明治7）年に入ると家族を鹿児島から東京に移住させたことから、その意気込みが感じられるのである。

## 2. 大久保政権の性格

1878（明治11）年5月14日、大久保は石川県士族島田一郎らの凶刃に斃れたが、その遭難の直前に訪れた福島県令山吉盛典に、王政復古の盛意を貫徹するには30年を要すると、つぎのごとく語ったという。

鋭意して王政復古の盛意を貫徹せんとす、此目的を達せんには、三十年を期せざるを得ず、明治元年より十年に至るを第一期とし、乃ち創業の時期とす、十一年より二十年に至るを第二期とす、実に之れ緊要の時期にして、即ち内治を整へ、国力の充実を図るは、正に此時にあり、予不肖と雖も百難を排して、此志を遂行せんと欲す、二十一年以後の十年を第三期とす、之れ守成の時期にして、後進賢者の継承大成を待つものなり。<sup>(22)</sup>

大久保はかれのいう第二期の内治整備、国力の充実達成を万難を排して本格的に鋭意遂行せんとした矢先、志半ばにして非業の最後をとげたのである。ときに49歳であった。大久保政権は第一期から第二期にかけて全面的・積極的な殖産興業政策の展開を意図した政権であった。しかるに内政改革の新しい基本方針が確定し、強力な行政推進機関である内務省が創設されたといっても、佐賀の乱・征台の役、その他島津久光の反動的建言の提出、さらには山口県の木戸や一旦下野した板垣・後藤ら呼んで政治的妥協を図らねばならなかった1875（明治8）年2月の大阪会議等相次ぐ内外事情のため、殖産興業政策を精力的に推進することができなかった。内務省の建省目的を達成するために本格的に殖産興業政策を展開するにいたるのは1875（明治8年）5月以後のことであった。

大久保の国家目標は欧米資本主義列強に伍するために、「万国対峙」の近代的国家を樹立するにあった。かれの構想する国家体制は「立憲政体に関する意見書」<sup>(23)</sup>から明らかなごとく、中央集権官僚支配による天皇制的専制立憲政体であった。それゆえ、大久保は派閥より組織・機構を重視した。かって大久保が主張し、実現した1870（明治3）年7月10日の民・藏分離は、大隈が人材を個人的に結集し、「西洋主義者」の徒党的な築地梁山伯集団として大藏省の独自性を保持していたのを嫌って、大藏省を機構とし

て確立することを意図したものであった。大久保が、「従前大蔵省之処右辺之処へ注目不致、凡て下吏へ権を与へ、云ふままニ捨置候故、多少之弊害も有之、種々物議を受信を失之一端と相成候事にて<sup>(24)</sup>」というとき、かれが民・蔵分離を主張したのは大蔵省の「西洋主義」に反対したのではなく、大隈を中心とした徒党的性格、すなわち反機構性に反対したのであり、大久保の大蔵省改革は「西洋主義」を機構化することにあつた。<sup>(25)</sup>それゆえ、大久保が翌1871（明治4）年6月27日に大蔵卿に就任すると、翌7月25日にはふたたび民・蔵の合省をおこない、みづからの手で大蔵省を政府最大の官省に仕立てあげたのである。

大久保政権の構造は、とうぜんながら岩倉使節団のメンバー構成と極似している。政変直後の政府の陣容は、参議は大久保・木戸・大隈・伊藤・大木・寺島・勝で薩長肥各2、幕臣1で土佐は1人もいない。各省の卿・次官クラスでは薩長各5、肥2、幕臣1である。このうち肥前の2人は大隈・大木であるから、かれらは大久保派といってよい。以上、10月23日の政変で、大久保らの回覧組を中心とした新しい薩長派が主導権を握ったことになる。

大久保（内務省）が大隈（大蔵省）・伊藤（工部省）を両翼に配して強力な政権を成立させたといっても、革新的内政を推進するにあたって大きな行政機構と、これを動かす官僚組織を必要とする。大久保は内務省を中核とする大久保政権の人的構成について、機構重視の観点から、前述した大久保にたいする大隈談のごとく、郷党的結合より官僚機構に依拠した新しい人的配分をおこなうため、広く有能な人材を選抜し登用した。

内務・大蔵・工部3省の高級官僚についてみれば内務省創設段階において、つぎのようである。1. 旧討幕派雄藩出身の維新政府官僚が3省全体で旧長州藩出身者7、佐賀藩5、薩摩藩4、その他7となっている。<sup>(27)</sup>2. 明治初年以降、地方官を歴任して民政に実績をあげた官僚群で、その代表は「彼ハ民政モトゞキ候趣ニ而評判ヨロシキ人<sup>(28)</sup>」と評された松方正義、「日本三県令」の1人として名声を博したといわれる河瀬秀治、<sup>(29)</sup>その他である。<sup>(30)</sup>

3. 大久保体制を支えたもう一つの特徴は、旧幕臣出身者を多数任用して官僚支配をかためていたことである。勝を筆頭に杉浦謙・前島密・郷純造、海軍では勝について榎本武揚・赤松則良、陸軍では大給恒・大鳥圭介等であった。とくに中・下層官僚に旧幕臣出身者を多数登用したのは、かれらが幕末以来、洋学などをとおして諸科学・技術を身につけ実務に長じていたからである。大久保政権としては技術・実務・軍事官僚としての旧幕臣層や、旧佐幕派雄藩出身の農政官僚などに依拠せざるをえなかった理由により、かれらを多数起用したのである。したがって、かれらが久保体制を支える裾野を形成していたのである。

大久保政権の要となる内務省は、その機構形成と大久保派の人脈に支えられながら専制支配の基礎を固めた。警察行政とあわせて府県行政と地方官への統制を強化し、かれらにたいする任免権を掌握することで、官治的地方政策を府県レベルにまで浸透させた。府県官僚の構成については、地元在籍者が府県官員総数の中に占める割合が全国平均40%強であるのに対し、静岡・山口・鹿児島3県ではいずれも地元在籍者が多数を占めており、とくに鹿児島県では1876（明治9）年時点において90%を超えていた事実がある。<sup>(31)</sup>かかる事例から、全国府県の地方官庁機構の中には郷党的な人的結合関係を前提とした藩閥集团的なものも存在したことが推測されるが、大久保政権は全体的には中央官庁機構から地方行政組織にいたるまで、漸次出身藩を単位とする藩閥的人事構成を解消しながら、天皇制官僚へと転化しつつあったのである。すでに郷党的な人的結合関係は廃藩置県（1871・明治4年7月14日）前後から、漸次内部分裂をとげる方向にあった。官庁機構を土台に政府官僚が登場し、この機構に依拠しての政治的対立のまゝに、その意味を失いつつあったからである。そのため大久保政権下の政府官僚群の対立も、官庁機構に依拠したうえでの分裂・割拠であった。後年、谷干城により、「蓋シ方今行政ノ状タル必要ノ事業アルカ為ニ官ヲ設ケ官ヲ設ケタルカ為ニ人ヲ用フルニアラズ、却テ人ノ為ニ官ヲ設ケ官ノ為ニ事業ヲ設クルノ風アリ」<sup>(32)</sup>と指摘されたことが、そのことを如実に示して

いる。

10月25日の晩、大隈邸における大久保・大隈・伊藤の3者会談で、新政府の基本理念である3綱が確認されたとき、3者の提携が成立し、これが大久保政権成立の前提となった。この3者結合は大隈・伊藤が管轄する大蔵省・工部省を含めて内務卿大久保が3省の実権を掌握したことを意味した。従来の場合当たり主義的殖産興業政策推進から、大久保がこれを積極的・本格的に展開せんとするにあたって、その指導権を確保した意味は重大であった。内務省は殖産興業政策を強力に推進するために警察行政・地方行政とあわせて、勸農政策推進と衣料原料加工中心の官営模範工場の建設・操業を担当し、工部省は鉄道・電信の敷設、鉱山の開発・管理、加えて軍事工場の性格をもつ官営工場の設立を主要任務とした。当時大蔵省を中心に形成された有能な官僚群を代表・支配していたのは大隈であった。大久保がこの大隈と緊密な人的結合関係をもって大蔵省の行政権限を掌握したことは、国家財政と各省予算のみならず、財政支出をつうじて各省行政の具体的内容にまで統制関与することを可能とした。これによって大久保は、かれの意図する富強達成手段としての内務省を中心とする殖産興業政策推進の保証をえたのである。

内務・大蔵・工部3省の官僚総数合計比率は、全体の53.5%<sup>(33)</sup>に達し、1876（明治9）年度の3省の歳出総合計額比率は41%で、陸海軍2省合計比率の42%とほぼ同額であった<sup>(34)</sup>。大久保が官庁組織の内部で機構・財政上から極めて大きな比重をもつこれらの3省の実権を把握したことは、実質的に官僚機構全体＝国家権力を手中にしたことであった。

大久保は天皇制国家機構の確立と富強達成手段としての殖産興業政策遂行の目的から、府県支配の安定化と民衆統治のために地方政治に力を入れた。また大久保は回覧中、日本の立憲政治形態はまず地方自治制の確立より始めて、漸進主義的に推進せねばならないと考えていた。これらについては、後日「大久保政権と内務省」、「大久保の立憲政体構想」で論じるため、当面論及しない。

1873（明治6）年11月から78（同11）年5月まで、一時期木戸・伊藤に委ねたこともあったが、政府の中心に大久保が君臨したため、大久保政権と呼ばれている。内務省が大久保政権＝「有司専制」の中枢であったゆえに、大久保独裁政権ともいわれる。大久保を暗殺した島田一郎らの「趣意書」には、「曰く公儀を杜絶し、民権を抑圧し、以て政治を私する、其罪一なり<sup>(35)</sup>」と記されていた。

大久保の権力が極めて強大であったのは、いうまでもなく内政諸機関を統率下におく強力な内政推進中枢機関である内務省の長、すなわち内務卿の地位にあったからである。大久保の「内務省職制章程案<sup>(36)</sup>」によれば、「内務省ハ国内安寧保護ノ事務ヲ管理スル所」であり、具体的には勸業寮・警保寮・戸籍寮・駅遞寮・土木寮・地理寮・測量司・記録課・庶務課の6寮1司2課に職務を分掌せしめた。大久保のいう「国内安寧保護ノ事務」とは、富強達成手段としての殖産興業政策を円滑に遂行する立場からのそれで、単なる従来の司法警察にとどまらず、産業奨励その他国民生活のすみずみにまで介入する行政警察の役割をもおこなう治安警察に力を入れた。内務卿は各地方の奏任官以上の官員の進退に關与して任免権を掌握しており、各地方長官は地方警察を指揮しているため、最終的には内務卿は地方長官をとおして全国の警察権を手中に収め、全国人民を捕捉して、事実上日本の全内政を掌握することとなった。内務卿は「其事務ヲ調理スルニ於テハ天皇陛下ニ対シテ担保ノ責ニ任ス」と規定され、直接天皇に政治責任を負うという、諸省卿より格段に重い責任を課せられ、他方「特旨解救恩典ノ事アルヲ奉行ス」と解救恩典も特旨を奉じておこなうなど、諸省卿より一段と高い地位と権限があたえられていた。徳富猪一郎は内務卿大久保について、つぎのごとく述べている。

公は内務卿と云ふも、そは只専任の一部に過ぎず。云はば其名は参議兼内務卿にして、其实力実権に於ては、全く首相であった。云はば明治六年十一月から、明治十一年五月までは、事実上大久保内閣と云ふも、決して過当ではあるまい。<sup>(37)</sup>

内務省がいかに巨大な官僚機構を擁しており、内務卿が強大な権限を有していたかは、大久保亡きあと内務卿の地位について伊藤が、その後第一次伊藤内閣を組閣し、初代内閣総理大臣に就任した事実からも推察されるのである。

大久保政権が専制的・独裁的政権であったといっても、それにいたるまでにはいくつかの当時の政治情勢の推移があった。大久保政権の不安定要因として、民撰議院設立をめぐる建白書に端を発する民権運動、佐賀の乱、征台問題とこれにともなう木戸の辞職・帰京問題、島津久光をめぐる問題、大阪会議とその分解などである。当面、久光をめぐる問題と大阪会議に関し、いささか触れておきたい。

西郷らの下野後、征韓派有志はなお政府を非難攻撃していた。野に下って政府の一敵国を形成することを大いに憂慮した三条は、岩倉に西郷ら前参議をすべて復職せしむべき旨をはかり、岩倉は12月28日大久保にその可否を問うた。大久保は驚いて、これに強く反対し、政権担当への所信と決意を述べたのち、あらためて岩倉宛にその趣旨を書簡<sup>(38)</sup>にして送った。しかし、すでに3日前の25日、西郷らを支持する士族勢力を考慮し、かれら不平士族への懐柔策として、島津久光を内閣顧問とし、大臣の次位、参議の上位において、随時内閣に列して意見を述べしめる措置がとられていた。翌1874（明治7）年4月27日には、大久保の強い反対にもかかわらず、久光は左大臣に任ぜられた。久光は当時保守的な公卿・旧藩主層の不満を代表した、もっとも反動的な人物であった。久光の反動性は単なる個人的なものではなく、その背後に根強い守旧勢力が存在していたのである。久光は5月23日、政府の政策と制度改革に大きな不満をいだき、新制度を旧に復するようにと強く迫って、極めて反動的な建言書を三条・岩倉に提出した。この建言書には、「右之件々大久保異議ある時は、免職、若御採用なければ、僕奉職も無益に付、辞職願奉る<sup>(39)</sup>」とあり、また翌24日には、大隈の参議を免ぜざる間は参朝すること能わずと、岩倉宛書簡<sup>(40)</sup>を送った。これらはいずれも、中央政府にあって開明的な革新政策を推進する大久保・大

限の弾詔を意図したものであった。久光は大久保の旧主であり、かつて1861（文久元）年10月御小納戸に抜擢され、以後しだいに重職に昇進したという経歴があった。大久保は、5月24日、岩倉へ退職する決意を伝え、翌25日三条・岩倉宛に、つぎのごとく免職願いを提出した。

左大臣殿より建議之内、礼服復旧以下条々、即今難被行事件不少、強而行はんと欲する時は、必ず大害を生じ、国家の為め不可然と奉存候、然るに左大臣殿より之儀、小臣異論あらば免職と、別段掲げられ候者、必ず御趣意も可有之と推察仕候、甚恐縮之至に候得共公事に付、曲げて同ふること能はず候得者、速に小臣免職可被仰付義と、謹而奉待御沙汰候。<sup>(41)</sup>

この免職願いから、大久保が当時いまだ旧藩主久光にたいしまったく自由な立場になく、遠慮しており、藩意識を完全に払拭することができなかった苦衷を推察できるのである。三条・岩倉は強く再考を求めたが、大久保は応じなかった。この事態を憂慮した伊藤・黒田・奈良原（繁）・高崎（正風）等の斡旋により、久光は6月6日にいたり建言書を撤回、大久保は留任、大隈は参議を辞職し、蕃地事務長官に専任することとなった。しかるに、6月8日頃より大久保の強硬姿勢が顕著となって表われてきた。同8日の大久保日記には、「今晚八字ヨリ大隈エ参、同人進退之事ニ付十分見込ヲ論シ、切迫ニ申入候、若同人退職ト動カサル決心ナレバ、小子も見込有之故決答承り度云々申入候処、然ラバ久光公エ出頭明朝十分ヲ申上候上、何分御答可申上与ノ事ニ候、十二字比引取候<sup>(42)</sup>」とあり、午後8時から12時まで大いに談じて大隈の本心を知り、大隈擁護を決意した。大久保は10日付三条宛書簡で、「大隈進退之義ニ付テハ、於小生折角心配中ニ御座候、同人凡テ辞職与相成候テハ、決テ相済不申、尤御免可相成義与も不奉存候、就テハ此結局相付不申候テハ左府公之処も致方有御坐ましく欵と奉存候<sup>(43)</sup>」と、大隈を辞職せしめないよう強く要請した。大久保は9日、久光と面会する予定の大隈宛書簡で久光に寸毫御遠慮なく十分に論破されたしと、つぎのごとく激励した。

申上候迄も無御座候得共、寸毫無御遠慮十分ニ御論破被下度、假令如何様之不都合を生候而も、少しも差支無御座候……<sup>(44)</sup>。

ここには、すでに政権担当への強い信念と固い決意が秘められていることがうかがえる。大久保は久光の建言書はとうてい容れられるべきものではなく、また内外多事多端のおりから大隈辞職の影響の大なるを憂え、三条・岩倉に大隈の辞職願いを撤回させ、久光より辞職願いが出ても受理しない旨強硬に進言した。6月23日、三条は大久保の熱心な進言に意を決し、太政大臣の職権をもって久光の建言書を不採用とし、一切を解決した。ここに大久保・大隈ともに退職することなく、久光の建言書一件は落着した。大久保は満足せる心中を同日付日記に、「伊藤子同道条公エ至ル、今日左府公エ断然御決答之次第拝承、不堪感銘候、又岩倉公エ参上云々ヲ論ス<sup>(45)</sup>」と記している。

つぎに、政治的妥協としての大阪会議<sup>(46)</sup>について当面必要な範囲で簡潔に触れておきたい。佐賀の乱・征台問題が解決したとはいえ、一方で「有司専制」を批判して立憲政治を要求する「民撰議院設立建白書」が左院に提出されて、自由民権運動が全国に燎原の火のごとくに展開されつつあり、他方では根強い保守的な守旧勢力が存在して土族の動向は予断をゆるさない不穏な情勢にあった。加えて政府部内には大久保・大隈、ひいては太政大臣三条をも弾該せんとする久光のごときもあって、政府は政体改革による政治体制の補強化の必要性を痛感した。そのためには台湾出兵を激しく批判して1874（明治7）年4月18日に辞表提出し（5月13日受理・免官）、帰県した木戸と、土族を背景として自由民権運動に口火をつけた、この運動の指導者板垣と妥協をはかるほかなかった。

当時三井資本と組んで商社の先収会社を経営していた井上（馨）の斡旋により、大久保には伊藤が、木戸には井上が、板垣には小室（信夫）・古沢（滋）らがそれぞれ根回しをおこない、1875（明治8）年1月から2月上旬にかけて大阪で会談がもたれた。いわゆる大阪会議<sup>(46)</sup>である。最初は木戸と大久保が会談した。伊藤は木戸の意にかなうように、1. 立法府とし

ての元老院を設置し、他日国会をおこす準備をする。2. 裁判の基礎を固めるために大審院を設置する。3. 上下の民情に通ずるために地方官会議を開く。4. 天皇親政の実をあげるために内閣と諸省を分離し、参議と諸省卿の兼任を廃止する、<sup>(47)</sup> という4条件を提示して大久保との妥協をはかり、木戸に政府復帰を承認させた。この条件は木戸の改革案とほぼ同一志向の内容であった。大久保も立憲政体主唱者の1人で、すでに板垣らの「民撰議院設立建白書」提出の2カ月もまえの、1873（明治6）年11月、「立憲政体に関する意見書」<sup>(48)</sup>を草していたのである。大久保は自由民権運動の高揚を予想して、上からの欽定憲法による国会開設をもって対決せんと意図していたとも考えられるのである。専制的・独裁的といわれる大久保を中心に、憲法制度や国会開設の件が政府部内で論じられていたという事実は注目されてよい。木戸・大久保の政体構想は多分に一致しており、民選議院設立に関しては時期尚早論であり、官選の議会を設けてほしいに経験をつむべきであるという漸進論であった。いずれにしろ、米欧回覧によって開眼させられたとはいえ、大久保がかかる開明性を有していたことが、板垣らの「上流民権説」との政治的妥協を可能にしたのである。

また、べつに木戸と板垣が会談した。板垣は早急な国会開設を主張した。木戸は国会開設の原則には賛成したが、その順序については、まず地方官会議を開き、漸次真正の国会にすすむべしと力説した。結局板垣がこれを諒承して、2月11日に大久保・木戸・板垣・井上・伊藤の5者会談が開かれた。大久保・木戸のあいだに約束された前記4カ条の政府改革案を条件に、木戸は3月8日、板垣は同12日それぞれ参議に復帰した。同月17日木戸・大久保・板垣・伊藤4参議が「政体取調掛」となり、正院に政体取調局が設置された。4月14日にいたり、世にいう「漸次立憲政体をたてるの詔」<sup>(49)</sup>が発布され、立憲政体の方針が明らかにされた。

左院・右院が廃止されて、正院のほか新たに元老院・大審院が設置され、地方官会議も6月20日に開かれた。ここに一応三権分立の形式がととのい立憲政治形態への姿勢がみられたが、実際上の運営においては紛議を

よんで政府内部は揺れたのである。とくに改革案4の参議と諸省卿の分離問題は急進論者板垣と反動的久光が同調し、木戸・大久保の漸進論者と鋭く対立した。板垣は自由民権論者、久光は超保守主義者で、いずれも大久保の専制体制に反対であり、分離即行を主張して奇しくも同調できたのである。

この参議と諸省卿の分離問題の裏には、政府に復帰した木戸・板垣が一致して大隈の大蔵卿免職を意図した大蔵省改革の要求があったため、いっそう事態を複雑にした。大久保は大蔵省改革、大隈罷免もともに必要なしと反対した。当時の江華島事件に関連して、分離問題を一時中止しようとする大久保らと激しく対立した板垣は、10月27日にいたり、ついに辞表を提出した。久光も10月19日三条を弾劾する上表を提出し、22日却下されると同じ27日に辞職した。木戸も財政問題で大久保と対立し、病気を理由に参議を辞任、翌1876（明治9）年3月内閣顧問に転じた。

政府部内で政体改革をめぐる激しい議論が展開されているとき、大久保は内閣のことは木戸に一任して、みづからは内務省の事務に専念していた。<sup>(50)</sup> 1875（明治8）年6月28日には讒謗律と新聞紙条例を發布し、さらに9月3日には出版条例を改正して、出版物は事前に内務省に届け出て検閲を受けねばならぬと、言論・出版にたいする規制を強化して独裁化をすすめた。大阪会議による妥協体制が失敗におわると、大久保の専制・独裁化による政権担当決意はいっそう強固となった。大久保は久光が三条を弾劾する上表を提出した（10月19日）翌20日付岩倉宛書簡で、かれの胸中をつぎのごとく披瀝した。

国家創業之際は位之難事は常与いたし不申候而は、大事之成功出来候者ニ無御座候、今七八年間之有様ハ蓋し如此なるへし、如此節ニ臨ミ百折不撓誠心ヲ突キ通シ、我一人ヲ以国家ヲ維持スルノ境界ナクテハ、堅忍耐久志業ヲ成ス事能ハサルヘシ……今般之事ニ付テ而、政府之条理ハ何く迄も相立可申、仮令如何様困難ヲ生候而モ、小臣ニおいては一步も動揺不仕、昧死して勅意ヲ遵奉、王家ヲ保護仕候決心ニ御座

候。<sup>(51)</sup>

ここでの大久保には旧藩意識を完全に払拭して、中央官庁機構にみづからの政治勢力の基盤をおく天皇制官僚の第一人者としての自覚と政権担当への確固たる決意がうかがわれる。元来、大久保がかつての木戸派の筆頭実務官僚たる大隈と連携した直接的契機の一つは、米欧回覧によって資本主義列強と接触して開眼した、大久保の意識の転換にあった。大久保と大隈の関係が密接となるのは、久光の建言書提出によってであった。両者の関係がさらにいっそう緊密化したのは、大阪会議以後であった。大隈の大蔵卿罷免を意図した大蔵省改革要求がだされたとき、当時の大久保・大隈の緊密な関係について、三条は9月3日付伊藤宛書簡のなかでつぎのごとく述べている。

大隈進退の事に付ては、是迄大久保も種々説論相加へ、大隈今日迄奉職致居候兩人間の情実も有之由にて、内々密話致居候次第も有之候間、大隈を罷職の事にては、大久保にも黙止致候事は、有之間布事情も相察せられ候。<sup>(52)</sup>

かくして、内務省を中核とする大久保政権は大蔵省と工部省を両翼に擁して、政務における伊藤と財務における大隈という実務型官僚層の支配者に支えられて、内政諸政策を強力に推進することができたのである。大久保政権下で富強達成を目標に殖産興業政策が本格的・積極的に展開されるにいたったが、それも政治情勢の好転と経済情勢の危機的様相が深化して、強力な政策が必要とされてからであった。

元来、大久保は保守的・徹底した漸進主義者であった。佐々木高行は、廃藩置県前後までの大久保の政治的力量について、「大久保は才なし史記なし唯確乎動かぬが長所なり<sup>(53)</sup>」と述べている。しかし、すでに幕末薩摩藩が西欧から新産業・新技術を導入・展開しており、みづからも欧米資本主義列強の富強を察知していたことから、抽象的には富強化志向をもっていただとおもわれる。大隈は、「大久保を想いし程に極端なる保守主義者にあらず、寧ろ進歩主義と称するも差支えなき程に『改革』『革新』の意想な

きにあらざりし<sup>54)</sup>と述べている。大久保が保守的たらざるをえなかったのは、主として島津家(久光)・西郷にたいする遠慮からであったといつてよからう。大久保が米欧回覧によって富強化思想をいただくにいたったとするのは過大評価であるとしても、かれが富強化構想を明確化・具体化し、殖産興業政策に全力を投入するのは米欧回覧によって開眼し、熱心な研究調査をおこなった成果であったことは疑いない。大久保が当初からプロシアを志向していたとみるのは早計であろうが、かれが早くからプロシア・ビスマルクに重大な関心をいただいていたのは事実である。欧州留学から帰国した西郷の実弟従道が大久保に普仏戦争(1870-71年)前後の西欧情勢を伝えた。大久保は強い印象をうけ、1870(明治3)年9月7日付岩倉宛書簡で、「ヒスマロクなども只々兵事と会計とのみ大事に相勤め候由……此には注目なくんばあるべからず」、「李王はヒスマロクと常に車を同うし、大事ある時は自ら迎に参り候由」と書き送っている。このとき、すでに大久保はプロシア王とビスマルクの関係を天皇とみづからの関係における理想像として、野望をいただいていたともおもわれる。

米欧回覧にあたって大久保が日本の天皇制近代国家構築の模範と考えていたのはアメリカ・イギリス・フランスではなく、主としてプロシア・ロシアであった。前者は産業・技術・文化・風俗など絶望・驚嘆させたほど、あまりにも日本と懸隔が大きすぎた。1873(明治6)年3月15日、岩倉使節団一行は鉄血宰相ビスマルクの邸に招待された。その席上、ビスマルクと名将モルトケから弱肉強食の国際政治の現状の世界で、「万国公法」より軍事力による「力の論理」によって、いかにしてプロシアが小国から大国への目標に到達しつつあるかを聞かされたとき、使節団一行は大きな感銘をうけた。木戸は3月20日付三浦梧楼宛書簡で、その鮮烈な印象と軍事力強化の必要性を書いた。大久保も翌21日付西郷・吉井宛書簡で、「殊ニ有名之『ヒスマロク』『モルトケ』等之大先生輩出自ら思ヲ属候心持ニ御座候<sup>57)</sup>」と述べ、同月27日付西徳二郎宛書簡では、ドイツ滞在期間は十分ではなかったが、「ヒスマロク・モルトケ等之大先生ニ面会シタル丈ケが益

トモ可申<sup>(58)</sup>と記したのである。三宅雪嶺によれば、「容貌魁偉」な「英傑」ビスマルクに使節団一行が感服するなかで、「大久保が特に暗示を得たり」とし、「新たに国家を経営するは彼の如くならざるべからずと領<sup>(59)</sup>」いたという。大久保は回覧によって、富強化達成手段として、イギリスでは富国のための殖産興業に、ドイツ軍国主義には強兵を、それぞれのモデルとして深い感銘をうけた。しかし、プロシアにしても最初から日本の将来の在るべき姿と決定して、その範を求めて訪問したのではなく、国家機構・軍事工場・ビスマルクとモルトケの大国主義論、さらには国民性・風俗の近似性など、同国の巡察過程からプロシアにいっそう傾斜していったのである。

大久保政権の前提には米欧回覧の体験があり、その大久保の目標は回覧体験からの天皇制近代国家の構築であった。大久保は当初民主政体は時期尚早であるが君主専制政体は古すぎるとして、「君民共治」制を理想的統治形態とした。大久保が民権の国は国が盛んで、君権の国は繁栄が劣るという認識を有しながら、専制的政権を選ばざるをえなかったのはなぜであろうか。当面重要な理由とおもわれるものを箇条書きに列挙しておく。1. 日本とプロシアはともにイ。統一国家樹立の時期がほぼ接しており、内憂外患をかかえていた。ロ。いまだ農業が生産構造の中心であった。ハ。男尊女卑の風俗の一致。以上の両国の類似性からいっそうプロシアへ親近感をいただいた。2. 富強のモデルとした資本主義列強の文明開化の実状が経済的・政治的に反動化しつつあり、民主主義とはいうものの、その実態は政府権力が強く自由民権的でなかったこと。3. 岩倉が皇室財産による天皇の軍隊創設を考えたほど、政府首脳が全国的に高揚する自由民権運動をフランス革命以上のものとして恐れたこと。4. 大久保に「独裁」的政権を志向させた最大の契機は、世界資本主義体制のなかに組み込まれた後進日本経済の危機的状況にあったといえよう。

大久保にとって経済的危機を打開し、列強に伍する万国対峙の近代国家を樹立するということは、日本をして当時世界最高水準の文明を誇る欧米

資本主義列強の仲間入りをさせるということであった。その手段の選択肢として、軍事力による力の論理で小国から大国への道歩んだプロシアを、そのモデルとしたのである。資本主義は基本的存立要件として、利潤を追って移動自由な資本の存在と、それに対応する住居・職業の自由をもった労働者（労働力）の存在を前提とする。これら両者の創出過程である資本の本源的蓄積は、本来西欧では封建社会最後の段階とされる絶対主義王政下で、重商主義政策によって遂行された。日本のばあいは主として明治政府によって推進された。とくに大久保政権下で積極的に強行された。また、内務省を中心に上から強力に「薄弱ナル者ヲ誘導督促」しつつ、殖産興業政策を展開するためにも大久保政権が「独裁政権」たらざるをえなかった根拠があったといえよう。

ここで重要なことは、明治政府、とくに大久保政権をも西欧の絶対主義と同一視するのは至当ではないということである。大久保が求めた日本の近代国家機構の理想の手法は、19世紀後半の反動化しつつあった西欧ブルジョア国家であった。明治政府を絶対王政とみることが社会発展の同時性と段階性を無視し、世界史の短終的・画一的思考につながるからである。

## お わ り に

岩倉使節団は条約改正問題で失敗した。大久保とすれば「征韓」論争で敗北すれば、内政・外交ともに西郷派に主導権を奪われることになる。そうならば米欧回覧派の政局での出番はなくなる。大久保は回覧中の熱心な研究調査の成果を生かし、かれの目的とする日本の天皇制近代国家の樹立と富強化達成のために、手段を選ばぬ秘策によって留守政府から政局担当の主導権を奪還した。内政の中枢機関である内務省の長として、財務の大隈（大蔵省）・政務の伊藤（工部省）を両翼に擁して大久保政権を成立させたが、内外の諸問題、とくに久光の大久保・大隈罷免を骨格とする建言書問題、木戸との関係、大阪会議における政治的妥協など、大久保政権の不安定要因のため、意図どおりかれの政策を推進することができなかった。

大阪会議の妥協による政体改革工作が失敗するにおよんで、大久保は天皇制中央官僚としての性格を明確にうちだした。旧主久光に遠慮することなく専制・独裁の政権担当を決意し、「三省体制」をもって、回覧中に目のあたりにしたブルジョア国家の内政策にならいつつ、上から強権的に政策を展開した。大久保が選択肢として手本としたのは万国公法より軍事力による力の論理で小国から大国への道を求めたプロシアであった。それはプロシアが日本と多くの点で類似性を有しており、相対的に親近感をもったこと、これにビスマルク・モルトケの話が拍車をかけたのである。大久保にとってみづからの理想像はアジアにおけるビスマルクであった。

当初大久保は民主政体は時期尚早、君主専制政体は古すぎるとして「君民共治」制を理想的統治形態とした。しかるに一転して「独立不覇の権」の確立の重要性を強調して「君主専制」方式を採用し、天皇制中央集権化を促進した。それは大久保がブルジョアの自由に無知であったからではなく、むしろ回覧中の実見から悉知していたがために、自由民権運動の先手をとって弾圧法をもつてのぞんだのである。

[註]

- (1) 勝田孫弥「甲東逸話」129頁。
- (2) 「岩倉公実記」下86頁。「大久保利通文書」第五106—107頁、「大久保利通伝」下巻167—168頁各参照。
- (3) 同上各87頁，107—108頁，168—169頁参照。
- (4) 「大久保利通文書」第五112頁，「伊藤博文伝」上巻769頁。
- (5) 「大久保利通伝」下巻171頁。なお同趣旨の岩倉から大久保への達書は「大久保利通文書」第五112頁参照。
- (6) 「大久保利通文書」第五110—111頁。
- (7) 「松菊木戸公伝」下巻1612頁，1613頁。
- (8) 「大久保利通日記」下巻207頁。
- (9) 「伊藤博文伝」上巻774—775頁参照。
- (10) 「大久保利通文書」第五113—114頁，「大久保利通伝」下巻172頁，「伊藤博文関係文書」三220—221頁，「伊藤博文伝」上巻773頁。
- (11) 「大久保利通日記」下巻207頁。

- (12) 同上207頁。
- (13) 「大久保利通文書」第五117-118頁,「大久保利通伝」下巻174-175頁。
- (14) 石塚裕道「日本資本主義成立史研究」吉川弘文館 昭和48年70頁。
- (15) 勝田孫弥「甲東逸話」235-236頁。
- (16) 「木戸孝允文書」576-78頁,「伊藤博文伝」上巻778-779頁各参照。
- (17) 「大久保利通文書」第五132-134頁,「大久保利通伝」下巻176-177頁各参照。
- (18) 「岩倉具視関係文書」第五377頁,「大久保利通文書」第五158頁,「伊藤博文伝」上巻785頁。
- (19) 「岩倉具視関係文書」第五387頁,「大久保利通文書」第五176-177頁。
- (20) 「大久保利通文書」第五175-176頁,「大久保利通伝」下巻195頁,「伊藤博文伝」上巻787頁。
- (21) 「大久保利通日記」下巻217頁。
- (22) 「大久保利通伝」下巻770頁。
- (23) 「大久保利通文書」第五182-203頁参照。
- (24) 同上第四390頁。
- (25) 大江志乃夫「中央集権国家の成立」(岩波講座「日本歴史」近代2所収) 83頁。
- (26) 田中彰「『脱亜』の明治維新」-岩倉使節団を追う旅から-212-213頁日本放送出版協会 昭和60年。
- (27) 石塚裕道 前掲書66頁,「三省官僚一覧表」(明治7年)参照。
- (28) 「松菊木戸公伝」下巻1309頁。
- (29) 「河瀬秀治先生伝」33頁。
- (30) 大久保政権成立期の地方官に関しては,「大久保利通伝」下巻200-205頁に,約70名の氏名が列挙されている。
- (31) 石塚裕道 前掲書74頁。
- (32) 谷干城意見書「明治文化全集」第十卷正史編下「名家意見書」所収466頁。
- (33) 石塚裕道 前掲書60-61頁の「太政官・各省官員出身府県別内訳表」(明治5・10年)参照。
- (34) 同上64-65頁の「明治初期における太政官・各省の歳出額」(明治9年度まで)の一覧表を参照。
- (35) 「大久保利通伝」下巻775頁。
- (36) 「大久保利通文書」第五296-304頁。
- (37) 徳富猪一郎「大久保甲東先生」249頁。
- (38) 「大久保利通文書」第五253-255頁参照。
- (39) 「大久保利通伝」下巻262頁。
- (40) 同上263頁参照。
- (41) 同上264頁,「大久保利通文書」第五523頁。

- (42) 「大久保利通日記」下巻277頁。
- (43) 「大久保利通文書」第五540頁。
- (44) 「大隈重信関係文書」二357頁。
- (45) 「大久保利通日記」下巻281頁。
- (46) 大阪会議の件については、「大久保利通伝」下巻、「松菊木戸公伝」下巻、「伊藤博文伝」上巻、「伊藤公全集」第三巻、「世外井上公伝」第二巻、栗原亮一「板垣退助君伝」各参照。
- (47) 「伊藤博文伝」上巻906頁、「大久保利通伝」下巻407頁。
- (48) 「大久保利通文書」第五182頁以下参照。この意見書の要旨と由来は「大久保利通伝」下巻408-410頁に語られている。
- (49) 「伊藤博文伝」上巻919-920頁。
- (50) 「大久保利通伝」下巻427頁。
- (51) 「大久保利通文書」第六489-491頁。
- (52) 「伊藤博文伝」上巻957頁、「大隈重信関係文書」三135頁。
- (53) 佐々木高行「明治聖と臣高行」226頁。
- (54) 「大隈伯昔日譚」528-529頁。
- (55) 「大久保利通文書」第四12-14頁、「大久保利通伝」中巻776-778頁参照。
- (56) 「木戸孝允文書」五15-16頁参照。
- (57) 「大久保利通文書」第四492頁、「大久保利通伝」下巻54頁。
- (58) 「大久保利通文書」第四501頁。
- (59) 三宅雪嶺「同時代史」第一巻340頁。